

今年を総括する！

~ 夢はでっかく、根は深く.....それがなかなかできない私です, By イサオ ~

数年前から、年末に全員で翌年の目標を 9 項目にわたって掲げ、それぞれ張り出しています。そして年 2 回、目標の達成度を各人に尋ねています。

しかし、私自身の目標はなかなか検証ができません。そこで、目標に対する進捗割合を皆さんに公表することで自身の励みにしたいと考えました。

以下、項目ごとの自己評価です。

- (1) **今年のスローガン**..... 「強さ」に裏打ちされた「やさしさ」を身につける。 多分これは一生かかっても身につけることが困難な壮大なスローガンです。「弱さ」に裏打ちされた「わがまま」な自分と向き合う日々を送っています。
- (2) **人間的成長**..... 人を育てながら自分自身を育てる。 同友会の青年経営者全国交流会を引き受けたことで、少し成長したかな？ 自分の感情をコントロールする。 他人にはそれなりにできるようになりましたが、妻には時々当たることがあります。
- (3) **経済**..... 自分に対する投資には惜しみなく。 読書や登山のために投資をしました。 分散投資の技を磨く。 生まれて初めて株を買いました。結果、日経新聞を読む時間が多少増えました。
- (4) **スキルアップ**..... コミュニケーション能力を高める。 結構「シャイ」な性格です。これも、同友会の代表理事を仰せ付けてそれなりになってきたのかな？ ネット社会から落ちこぼれないようにする。 「パソコンできない宣言」を数年前にしましたが、辛うじて踏みとどまっています。
- (5) **仕事**..... PDCA (プラン・ドゥ・チェック・アクション) にこだわる。 所内を新しい組織体制で管理することにより C A が少しはできるようになりました。 行き過ぎず行き届いたサービスを実践する 若い職員が育ってきたので、徐々に近づいているような気がします。
- (6) **家庭生活**..... 第 2 の新婚 2 年目を楽しむ。 妻に登山用具を買いました。これからがスタートです。 家事分業を更にする。 洗濯や布団上げ、愛犬のエサやりと散歩などこなしています。
- (7) **社会的活動**..... 格差社会を深く掘り下げる。 3 年前からこだわってきましたが、インプットだけでアウトプットが不足しています。 多くの人々と格差社会のあり方を考える。 効果のほどはわかりませんが、所内のパソコンの掲示板で毎朝メッセージを送っています。
- (8) **健康**..... 年内中には夢の 60 kg 台に乗せる。 11 月上旬、70.01 kg までいきましたが、現在 72 kg です。忘年会のシーズンです。かなり微妙な情勢です。 週 3 回のジムとお酒の飲み方を工夫する。 平均するとジムは週 2 回弱かな？ お酒は、以前よりも控えめです。
- (9) **余暇**..... 日本 100 名山を 40 座台にする (現在 33 座)。 現在 42 座で見事に達成です。 本を週 1 冊 (52 冊) 読む。 現

目標を立てると立てないのとは大違いです。来年も頑張りすぎずに頑張ります。



女性の年金

あるお客様を訪

遺族年金は所得税

法上非課税とされます)もし主人が亡くなったら遺族年金はいくらもらえるの？」

という質問を受けました。今回はこの点を考えてみたいと思います。

妻が遺族になったとき(遺族年金には遺族基礎年金と遺族厚生年金の二つがあります)

* 厚生年金や共済年金加入者の場合

[子のある妻が受け取る場合]

遺族基礎年金 + 遺族厚生(共済)年金

遺族厚生年金は、厚生年金保険に加入している人が在職中に亡くなった時、または、厚生年金の加入をやめたあと厚生年金加入中に初診日があるケガや病気が原因で、初診日から5年以内に亡くなった時などにその遺族に支給されます。遺族厚生年金は遺族基礎年金に比べて、支給を受けることができる遺族の範囲が広がっています。また遺族厚生年金の額は遺族基礎年金のように定額でなく、亡くなった人の平均標準報酬月額、平均標準報酬額や厚生年金の加入月数によって異なります。

[子供がいない場合]

遺族厚生年金か遺族共済年金(中高齢の寡婦加算(65歳未満の妻)あるいは経過的寡婦加算(65歳以上の妻))

* 国民年金加入者の場合

[子のある妻が受け取る場合]

遺族基礎年金(年額 792,100 円) + 子の加算額

子の加算額(年額)は1人目・2人目(1人につき)は 227,900 円、3人目以降(1人につき)は 75,900 円

[子供がいない場合]

寡婦年金(国民年金の第1号被保険者)、死亡一時金

国民年金第1号被保険者(自営業者等)として、保険料納付済み期間または保険料免除期間が、原則25年以上ある夫が、障害基礎年金の受給権者であったことや老齢基礎年金を受けずに死亡した場合、10年以上婚姻関係にあった妻に60歳から65歳になるまでの間支給されます。

3階	国民年金基金	個人型確定拠出年金	企業型確定拠出年金			共済年金
			確定給付企業年金	(適格退職年金)	厚生年金基金	
2階			厚生年金			
1階	国民年金(基礎年金)					
	自営業者等		会社員			公務員

1階▶国民年金(基礎年金):日本在住の20歳以上60歳未満の全員が加入(自営業者は自分で加入)

2階▶厚生年金:会社員が勤務先で加入

共済年金:公務員が勤務先で加入

3階▶企業年金:厚生年金基金、確定給付企業年金など、会社が実施する退職給付制度

自営業者等の妻で60歳代前半に夫が死亡、子供はいない、または、子も成人しているといったケースは十分考えられます。この場合、妻は遺族年金を受けられず(一時金のみ支給)、妻自身の年金は65歳になるまで支給されないため、結局どの年金も受けられないこととなります。救済措置として寡婦年金の制度がありますが、金額は夫が受けられたであろう65歳時の老齢基礎年金の4分の3で、遺族保障として十分な額には程遠い状況です。従って自営業者の退職金制度である「小規模企業共済」や民間の保険に加入するなど、色々な方策を考えて用意しておく必要があります。

こんなときどうする？

～困ったときの110番～

源泉徴収票に載らない所得で節税しよう！！ 利子所得

～ 少人数私募債の利用～

法人の節税対策として、多額の役員報酬を多くとってはいるが、すぐに役員借入金や長期借入金として会社に返し、事実上の手取りは少ないという中小企業オーナー様は多いのではないのでしょうか。

役員報酬が多くなればそれに伴って、所得税・住民税・社会保険料の支出が増えます。

中小企業のオーナーは、「自分の役員報酬」が「自分個人で自由に使えるお金」とは限りませんから役員報酬を増額した事による追加出費（所得税・住民税・社会保険料）は極力抑えたいものです。

それをうまく解決する方法はないでしょうか？

その一策として、「少人数私募債」を活用した節税対策があります。

「少人数私募債」とは会社法会社の発行する社債の一種で、会社にお金を貸し付ける対価として、利息を受け取る事のできる制度です。その利息は、源泉分離課税といい、20%（国税 15%、地方税 5%）で課税が終了します。（通常の役員借入金や、長期借入金の対価として受け取る利息は雑所得となり、累進課税されるので、もらえばもらうほどに税率が上がっていきます。）また、社会保険料はかかりませんし、源泉徴収票にもその所得額は記載されません。

すなわち、所得税が 20%で課税される方（「追加発生税率が 20%を越える方・住民税含む」「扶養なしで、給与年収が約 550 万円～600 万円を越える方」、また社会保険料の削減効果を考えると、550 万円より低い所得の方からも有効になります。）の多くは、少人数私募債を使用する事により、給与に伴う支出を減らす事ができます。（ただし、社会保険料の負担が減るという事は将来の年金額が減る事を意味しますから注意が必要です。）

発行の手続としては、節税効果を生む範囲で、給与から社債利息へ振り替える金額を決定し、その金額を利息として取るために十分な社債を会社は発行し、その社債をオーナー様が引き受けるという手続が必要です。



弱点としては、5%の利息を約束して、50万円の利息を受け取る場合、1000万円の社債を発行しなくてはなりません。当初にその1000万円をどのように準備するか？という課題があります。また会社としては、社債を発行するために、議事録等の作成が必要となります。

金巨税理士の ドタバタ日誌



2005年9月30日

事務所では、毎月第一土曜日に月初会議という全体会議をやっています。前月の業務の反省や営業成績の報告、今月の予定や重点課題などを話し合います。

ところが、いろいろな事情で研修旅行と月初会議（10月1日）が重なりました。そこで折衷案として旅行先の別府のホテル白菊というところで前日の30日に会議をもつことになりました。会議というのは環境を変えると不思議と良いアイデアがでるもので、その会議の中心的なテーマであった「どうしたらお客様が増えるのか」という内容で議論が盛り上がりました。それまでしばらく停滞していたお客様のご紹介が増えてきたので不思議なものです。

私のお薦めスポット

功山寺(こうざんじ)



～モミジが映える毛利家ゆかりの古刹（こさつ：古い由緒のある寺）

鎌倉期創建の禅寺で長府毛利家の菩提寺（ぼだいじ）。幕末、高杉晋作が維新回天の旗揚げをした歴史的な場所として知られています。純唐様建築の美しさを保つ仏殿は、国宝に指定されています。この季節、総門から山門に続く石段の両脇には、色鮮やかなモミジが連なっています。美しい庭園を眺めながら精進料理を味わってみてはいかがでしょうか。

交通アクセス



住所：山口県下関市長府川端 1-2-3
アクセス：JR 山陽本線長府駅からサンデン交通バス
下関駅行きで7分、城下町長府下車、徒歩15分
電話番号：0832-45-0258
HPアドレス：<http://npweb.com/kouzanji/>



年末年始お休みのお知らせ

12月29日（土）～1月6日（日）までお休みとさせていただきます。